居宅介護支援事業所各位

那 覇 市 福 祉 部 ちゃーがんじゅう課長 (公 印 省 略)

介護予防サービス計画書の期間延長について (周知)

平素より介護保険事業及び那覇市介護予防・日常生活支援総合事業にご協力いただき、 厚く御礼申し上げます。

本市におきましては、平成 30 年度より那覇市地域包括支援センターを 18 か所へ増設し 高齢者福祉の充実に努めているところです。

このたび18か所の那覇市地域包括支援センターで構成されている那覇市地域包括支援センター連絡会より、今般の情勢から介護支援専門員の業務負担を改善する目的で、下記のとおり介護予防サービス計画書(以下、プランという)の期間の延長を希望する旨の提案書の提出を受けました。

提案を受け検討を行い、本市として介護支援専門員の業務負担軽減のため、下記のとおりセンター連絡会へ回答しましたことを周知いたします。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 包括支援センター連絡会からの提案事項

介護予防サービス(通所リハビリテーションや訪問看護、福祉用具貸与など)を利用した場合のプランの期間延長について、那覇市では最長『6か月』と定めているが、その期間を『最長1年』へ変更することを希望する。

2. 提案に対する回答

介護予防サービスにおけるプランの期間を<u>最長12か月以内</u>とする。 なお、医師の指示があるものはこの限りではない。

【回答詳細】

介護支援専門員の負担軽減を図る観点からプラン期間の変更を行うが、下記のことについて留意されたい。

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」には、『ケアプランの目的は「維持・改善すべき課題」を解決する上で最も適切な目標、支援内容、達成時期を含め、段階的に支援するための計画を作成すること、とされており、 $3\sim12$ か月を目途とする本人自身がこのような自立した生活を送りたいと思う「生活の目標」に対し、 $3\sim6$ か月を目途とする維持・改善すべき課題である「目標」が達成されることを目的に、最も効果的

な方法及び手段の選択、及び期限を考慮し計画を作成することが望ましい』と記載されている。

一律に期間を決めるのではなく、ガイドラインの内容に留意した上でプランを立案していただきたい。

【参照資料】

- ○老発 0628 第 9 号 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一 部改正について
- ○介護報酬の解釈 1 単位数表編 平成 30 年 4 月版
- ○介護報酬の解釈 2 指定基準編 平成 30 年 4 月版 介護予防支援、指定介護支援の具体的取扱方針 第 30 条 第二十一号
- ○介護報酬の解釈 3 QA・法令編 平成 30 年 4 月版

【開始時期】令和2年4月プラン作成分(新規・更新・状態区分変更等)より

問い合わせ 各那覇市地域包括支援センター